

令和7年第5回我孫子市農業委員会総会会議録

1. 日 時 場 所

令和7年5月9日（金）午後2時00分

我孫子市手賀沼親水広場水の館3階研修室

2. 委員の現在数

10名

3. 出 席 委 員

1番 中 野 栄

2番 根 本 博

3番 三 須 清 一

4番 正 木 善 昭

5番 大 井 栄 一

6番 森 茂

7番 森 田 修

8番 川 村 泉 治

9番 大 炊 三枝子

10番 染 谷 智 毅

4. 出席事務局職員

局 長 大 井 一 郎

次 長 鈴 木 光 一

主 任 片 桐 圭 悟

主 査 富 塚 隆 則

5. 会議に付した議案等

審議事項

議案第1号 農地法第3条について

議案第2号 農地法第5条について

議案第3号 農用地利用集積等促進計画の公告について（一括契約）について

議案第4号 令和6年度推進委員等の最適化活動の点検・評価および令和6年度最適化活動の目標及び目標に対する点検・評価について

報告事項

報告第1号 農地法第4条（届出）について

報告第2号 農地法第5条（届出）について

報告第3号 農地法第3条の3（相続等による権利移動）について

報告第4号 農地法第18条（通知）について

報告第5号 千葉県農業会議の諮問に対する回答について

三須清一会長 それでは始めさせていただきます。

改めましてこんにちは。本日はお忙しい中、総会にご出席いただきご苦労様です。

改選後第1回目の総会となりますが、3年間よろしくお願いします。

それでは、ただいまから令和7年第5回我孫子市農業委員会総会を開会いたします。

本日は、委員10名の出席をいただいておりますので、会議規則第8条により、会議は成立しております。

はじめに、会議録署名委員の指名を行います。

会議規則第18条第2項の規定により、

1番 中野 栄委員

2番 根本 博委員にお願いいたします。

次に本日の書記には、事務局職員の片桐主任を指名します。

本日の議案について事務局より説明をお願いします。

事務局 それでは、議案書の目次をお開きください。

本日、ご審議いただく案件は、議案第1号から議案第4号までの合計4議案についてです。

議案第1号「農地法第3条について」2件、議案第2号「農地法第5条について」1件、議案第3号「農用地利用集積等促進計画の公告について」（一括契約）5件、議案第4号「令和6年度推進員等の最適化活動の点検・評価」および「令和6年度最適化活動の目標及び目標に対する点検・評価」についてです。

以上で議案についての説明を終わります。

ご審議のほどよろしくお願いいたします。

三須清一会長 以上で、議案についての説明は終わりました。

これより、議事に入ります。

議案第1号「農地法第3条について」審議したいと思います。

それでは、事務局より議案の朗読と説明をお願いします。

事務局 議案書の 1 ページをお開きください。

議案第 1 号、農地法第 3 条について、次のとおり許可申請があったので審議を求める。

提出日 令和 7 年 5 月 9 日、我孫子市農業委員会会長三須清一

それでは、議案の説明をいたします。

議案資料も 1 ページからとなります。

整理番号 1 番の申請地は、〇〇〇字〇〇〇地先の地目田 3 筆、合計面積は 903 平方メートルの所有権を移転するものです。

所在地は、〇〇〇〇〇〇〇の北東側約 950 メートルに位置しています。

位置図は、議案資料の 3 ページをご覧ください。

受人は株式会社山崎フロンティア農場で、渡人は〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇の方です。

経営規模を拡大するため、所有権を移転するものです。

事務局からは以上です。

三須清一会長 続いて、森第 1 調査会長から調査結果についての報告をお願いします。

森茂調査会長 議案第 1 号整理番号 1 番について、調査結果を報告します。

第 1 調査会で受人立会いの下、現地調査を行い審議しました。

受人の経営耕地面積は、仮受地を含め約 30.35 ヘクタールで、農業従事日数は、代表取締役が年間 280 日、取締役 2 人がそれぞれ 200 日、従業員 6 名がそれぞれ 240 日です。

トラクター、田植機、コンバイン等を揃えています。

経営農地は全て効率的に耕作をしていて、常時従事要件を満たしていることから、農地法第 3 条第 2 項各号には該当しないため、第 1 調査会では全員一致で許可相当との結論に至りました。

以上です。

三須清一会長 これより議案第 1 号整理番号 1 番「農地法第 3 条について」質疑に入ります。

ご意見がある委員は挙手をお願いします。

ございませんか。

意見がないものと認め、質疑を打ち切ります。

それでは採決します。許可することに賛成の委員は、挙手をお願いします。

(挙手全員)

挙手全員と認め、議案第 1 号整理番号 1 番については、原案どおり許可することに決定いたしました。

次に議案第 1 号整理番号 2 番「農地法第 3 条について」審議したいと思います。

事務局より議案の説明をお願いします。

事務局 それでは議案の説明をいたします。

議案資料は 15 ページになります。

整理番号 2 番の申請地は、〇〇地先の地目田 1 筆、〇〇〇地先の田 2 筆、〇〇〇字 〇〇〇地先の田 2 筆、合計面積は 11,858 平方メートルの所有権を移転するものです。

所在地は、〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇の北西側約 500 メートル、南側約 100 メートル、〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇の北西側約 1,100 メートルに位置しています。

位置図は、議案資料の 16・18・20 ページをご覧ください。

受人は〇〇〇〇〇〇の農業者で、渡人は〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇の方です。

経営規模を拡大するため、所有権を移転するものです。

事務局からは以上です。

三須清一会長 続いて、森第 1 調査会長から調査結果についての報告をお願いします。

す。

森茂調査会長 議案第 1 号整理番号 2 番について、調査結果を報告します。

第 1 調査会で受人及び代理人立会いの下、現地調査を行い審議しました。

受人の経営耕地面積は、自作地のみ約 2.90 ヘクタールで、農業従事日数は、本人が年間 250 日、妻が 200 日、母が 30 日です。

トラクター、田植機、コンバイン等を揃えています。

経営農地は全て効率的に耕作をしていて、常時従事要件を満たしていることから、農地法第 3 条第 2 項各号には該当しないため、第 1 調査会では全員一致で許可相当との結論に至りました。

以上です。

三須清一会長 これより、議案第 1 号整理番号 2 番「農地法第 3 条について」質疑に入ります。

ご意見がある委員は挙手をお願いします。

ございませんか。

意見がないものと認め、質疑を打ち切ります。

それでは採決します。許可することに賛成の委員は、挙手をお願いします。

(挙手全員)

挙手全員と認め、議案第 1 号整理番号 2 番については、原案どおり許可することに決定いたしました。

次に議案第 2 号「農地法第 5 条について」審議したいと思います。

事務局より議案の朗読と説明をお願いします。

事務局 議案書の 2 ページをお開きください。

議案第 2 号、農地法第 5 条について、次のとおり、許可申請があったので審議を求める。

提出日 令和 7 年 5 月 9 日 我孫子市農業委員会会長三須清一

それでは議案の説明をいたします。

議案資料は 25 ページからとなります。

申請地は、〇〇〇字〇〇地先の地目畑 2 筆、合計面積は 381 平方メートルの使用貸借権を設定し、住宅を建設するものです。

所在地は、〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇の北側約 60 メートルに位置しています。

位置図は、議案書資料の 26 ページをご覧ください。

申請理由は、受人は現在賃貸住宅に住んでおり、将来の家族構成等も考え実家に隣接している、母親所有の土地に自己住宅を建設するものです。

上水は既設水道管から引き込み、雨水は浸透柵を設置し敷地内に浸透し、下水は合併浄化槽で処理後、U 字溝に接続し放流します。

北側と西側にコンクリートブロックによる土留を施工することにより、周辺土地に影響を及ぼすことはありません。

また資力については、全額融資で賄う計画で、金融機関の正式申込のご案内で確認しています。

事務局からは以上です。

三須清一会長 続いて、森第 1 調査会長から調査結果についての報告をお願いします。

森茂調査会長 議案第 2 号について、調査結果を報告します。

第 1 調査会で代理人立会いの下、現地調査を行い審議しました。

現地調査では、敷地内で整地を行い、土留を施工することにより、隣接する農地に影響がないことを確認しました。

当該地について現地調査での立地基準は、農業公共投資の対象となっていない小集団の生産性が低い農地であることから、農地区分は第 2 種農地と判断しました。

農地法第5条の許可要件である立地基準や一般基準を満たしており、現地調査では、隣接土地所有者に支障ない旨確認されたことから、第1調査会では、全員一致で許可相当と結論に至りました。

以上です。

三須清一会長 ここで暫時休憩します。

(暫時休憩)

それでは再開いたします。

これより議案第2号「農地法第5条について」質疑に入ります。

ご意見がある委員は挙手をお願いします。

ございませんか。

意見がないものと認め、質疑を打ち切ります。

それでは採決します。許可することに賛成の委員は、挙手をお願いします。

(挙手全員)

挙手全員と認め、議案第2号については原案どおり許可することに決定いたしました。

次に、議案第3号「農用地利用集積等促進計画の公告（一括契約）について」審議します。

それでは、事務局より議案の朗読と説明をお願いします。

事務局 議案書の3ページをお開きください。

議案第3号「農用地利用集積等促進計画の公告（一括契約）について」次のとおり

促進計画案について審議を求める。

提出日 令和7年5月9日 我孫子市農業委員会会長三須清一

それでは、議案の説明をします。

議案資料は38ページからとなります。

農用地利用集積等促進計画の公告（一括契約）は5件です。

整理番号1番、賃貸借権を新規設定する農地は、〇〇字〇〇〇地先の地目田1筆、
〇〇字〇〇〇地先の地目田1筆、〇〇字〇〇〇〇地先の地目田1筆、合計面積は
8,165平方メートルです。

受人は有限会社今井興業ライスセンターで、渡人は〇〇の方です。

借受期間は5年間、借賃は10アール当たりコシヒカリ一等米〇キログラムです。

整理番号2番、賃貸借権を新規設定する農地は、〇〇〇地先の地目田1筆、面積は
1,500平方メートルです。

受人は有限会社今井興業ライスセンターで、渡人は〇〇の方です。

借受期間は5年間、借賃は10アール当たりコシヒカリ一等米〇kgです。

整理番号3番、賃貸借権を新規設定する農地は、〇〇〇地先の地目田1筆、面積は
4,000平方メートルです。

受人は有限会社今井興業ライスセンターで、渡人は〇〇の方です。

借受期間は5年間、借賃は10アール当たりコシヒカリ一等米〇キログラムです。

整理番号4番、賃貸借権を新規設定する農地は、〇〇〇地先の地目田2筆、合計面
積は2,146平方メートルです。

受人は〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇の農業者で、渡人も〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇の方です。

借受期間は5年間、借賃は10アール当たりコシヒカリ一等米〇キログラムです。

整理番号5番、使用貸借権を新規設定する農地は、〇〇字〇〇〇〇地先の地目畑1
筆、面積は573平方メートルです。

渡人は合同会社くいしんぼう組で、渡人は〇〇の方です。

借受期間は5年間、借賃は無償です。

事務局からは以上です。

三須清一会長 続いて、森第1調査会長から議案第3号の調査結果についての報告を

お願いします。

森茂調査会長 議案第 3 号について、調査結果を報告します。

整理番号 1 番から 3 番の受人の経営耕地面積は、借受地を含め約 22.77 ヘクタールで、農業従事日数は、本人が年間 269 日で、父が 262 日で、弟が 264 日です。

トラクター、田植機、コンバイン等を揃えています。

整理番号 4 番の受人の経営耕地面積は、借受地を含め約 8.27 ヘクタールで、農業従事日数は、本人が年間 300 日、妻も 300 日、子も 300 日、子の妻が約 250 日です。

トラクター、田植機、コンバイン等を揃えています。

整理番号 5 番の受人の経営耕地面積は、借受地のみ約 1.81 ヘクタールで、農業従事日数は、本人が年間 330 日、妻が 270 日です。

トラクター、農用車、管理機等を揃えています。

以上の内容を基に審議しましたところ、第 1 調査会では、受人の経営農地の効率的な利用及び常時従事要件など、農地中間管理事業の推進に関する法律第 18 条第 5 項 2 号、3 号の各要件を満たしていることから、計画案は適当と判断し、全員一致を持って「意見なし」との判断に至りました。

以上です。

三須清一会長 これより、議案第 3 号「農用地利用集積等促進計画の公告（一括契約）について質疑に入ります。

ご意見がある委員は挙手をお願いします。

ございませんか。

意見がないものと認め、質疑を打ち切ります。

それでは採決します。

農用地利用集積等促進計画の公告（一括契約）について、「意見なし」とすることに賛成の委員は挙手をお願いします。

(挙手全員)

挙手全員と認め、原案どおり「意見なし」とすることとしました。

次に、議案第４号「令和６年度推進委員等の最適化活動の点検・評価」および「令和６年度最適化活動の目標及び目標に対する点検・評価」について審議します。

それでは、事務局より議案の朗読と説明をお願いします。

事務局 議案書の６ページをお開きください。

議案第４号「令和６年度推進委員等の最適化活動の点検・評価」および「令和６年度最適化活動の目標及び目標に対する点検・評価」について、この会の意見を求める。

提出日 令和７年５月９日 我孫子市農業委員会会長三須清一

それでは、議案第４号「令和６年度推進委員等の最適化活動の点検・評価」および「令和６年度農業委員会の最適化活動の点検・評価について」ご説明します。

片桐圭悟主任 私の方から説明させていただきます。

令和４年２月２日付け「農業委員会による最適化活動の推進等について」農林水産省局長通知及び令和４年２月２６日付け「農業委員会による最適化活動の推進等について」農林水産省経営局農地政策課長通知により、最適化活動の実施に当たり目標の設定等に取り組むこととされました。

本通知においては、最適化活動の実施状況及び最適化活動の目標の達成状況について、各委員が自ら点検・評価するとともに、その結果を総会において点検・評価することとなっています。

議案第４号につきましては、本通知に基づき当該点検評価に対して意見を求めるものです。

それでは、別紙１をご覧ください。

令和６年度推進委員等の最適化活動の点検・評価についてです。

1 ページから 17 ページは別紙様式 3 となっており、推進委員等の最適化活動の点検・評価は当該様式の別紙様式 3 にて実施することとなっています。

様式下部の「2 農業委員会による点検評価の全体の評語」は、(1) 最適化活動の実施状況の活動日数や (2) ①成果目標の達成状況等の数値を評価し、その結果に対応して定められた文言を記入しています。

氏名の欄については個人名を伏せた形で、整理番号を振っています。

説明については、全体としての評語に影響する、(1) の活動日数および (2) ①成果目標の達成状況のみ抜粋して読み上げます。

また、(2) ①の達成状況については 1 ページから 17 ページまで共通の数値となりますので、2 ページ以降は割愛し、活動日数のみ読み上げさせていただきます。

それでは説明に移ります。まずは農業委員です。1 ページをご覧ください。

1 番の方については活動日数が 92 日、農地集積の達成状況が 103.42%、遊休農地の解消面積が 0%、新規参入の所有者からの同意を得た面積が 0%、全体としての評語は「目標を下回る結果となった」です。

2 ページをご覧ください。

2 番の方については、活動日数が 141 日、全体としての評語は「目標に対して期待どおりの結果が得られた」です。

3 ページをご覧ください。

3 番の方については、活動日数が 109 日、全体としての標語は「目標をやや下回る結果となった」です。

4 ページをご覧ください。

4 番の方については、活動日数が 115 日、全体としての評語は「目標をやや下回る結果となった」です。

5 ページをご覧ください。

5 番の方については、活動日数が 39 日、全体としての評語は「目標を下回る結果となった」です。

6 ページをご覧ください。

6 番の方については、活動日数が 150 日、全体としての評語は「目標に対して期待どおりの結果が得られた」です。

7 ページをご覧ください。

7 番の方については、活動日数が 115 日、全体としての評語は「目標をやや下回る結果となった」です。

8 ページをご覧ください。

8 番の方については、活動日数が 108 日、全体としての評語は「目標をやや下回る結果となった」です。

9 ページをご覧ください。

9 番の方については、活動日数が 127 日、全体としての評語は「目標に対して期待どおりの結果が得られた」です。

10 ページをご覧ください。

10 番の方については、活動日数が 120 日、全体としての評語は「目標に対して期待どおりの結果が得られた」です。

続きまして農地利用最適化推進委員です。

11 ページをご覧ください。

1 番の方については、活動日数が 107 日、全体としての評語は「目標をやや下回る結果となった」です。

12 ページをご覧ください。

2 番の方については、活動日数が 116 日、全体としての評語は「目標をやや下回る結果となった」です。

13 ページをご覧ください。

3 番の方については、活動日数が 36 日、全体としての評語は「目標を下回る結果となった」です。

14 ページをご覧ください。4 番の方については、活動日数が 116 日、全体としての評語は「目標をやや下回る結果となった」です。

15 ページをご覧ください。

5 番の方については、活動日数が 20 日、全体としての評語は「目標を下回る結果となった」です。

16 ページをご覧ください。

6 番の方については、活動日数が 108 日、全体としての評語は「目標をやや下回る

結果となった」です。

17 ページをご覧ください。

7 番の方については、活動日数 117 日、全体としての評語は「目標をやや下回る結果となった」です。

令和 6 年度推進委員等の最適化活動の点検・評価は以上になります。

続きまして、令和 6 年度最適活動の目標及び目標に対する点検・評価についてです。

別紙 2 をご覧ください。

最適化活動の目標の達成状況の点検・評価については、別紙様式 4 により実施することとされており、令和 6 年度の目標と実績を各項目に記入したものになります。

各項目について順に説明いたします。

1 の(1)農地の集積です。

令和 5 年度末の集積率は 33.3 パーセント、令和 6 年度の目標の集積率は 36 パーセントです。

実績としては、市内農地面積 1,220 ヘクタールに対して集積面積が 454 ヘクタールで、令和 6 年度末の集積率は 37.2 パーセントです。

1 の(2)遊休農地の解消等になります。

緑区分の解消面積の目標は 0 ヘクタール、実績は 0 ヘクタール、黄区分解消工程表の策定はしていません。

新規発生解消面積は、目標 0 ヘクタール、実績が 0 ヘクタールです。

これらの項目の補足説明として、当市における緑遊休農地がないため、関連項目が 0 ヘクタールとなっています。

1 の(3)新規参入の促進になります。

同意・公表面積の目標は 3.9 ヘクタール、実績は 0 ヘクタールです。

2 の最適化活動の活動目標です。

最適化活動を行う農業委員の人数は 10 人、農地利用最適化推進委員の人数は 7 人です。

2 の(1)推進委員が最適化活動を行う月当たりの日数の目標は 10 日、実績は平均値で 9 日です。

2の(2)活動強化月間の目標の回数は3回、実績は3回です。

2の(3)新規参入相談会への参加は目標が1回、実績は1回です。

農業委員会の目標の達成状況の評価は「目標に対して期待どおりの結果が得られた」です。

続きまして、3推進委員等の点検・評価結果です。

評語毎の該当する推進委員等の人数はご覧のとおりです。

令和6年度農業委員会の最適化活動の点検・評価については以上になります。

以上で、議案第4号についての、事務局からの説明を終わります。

三須清一会長 これより議案第4号に対する質疑に入ります。

ご意見がある委員は挙手をお願いします。

ございませんか。

意見がないものと認め、質疑を打ち切ります。

これより採決します。

決定することに賛成の委員は挙手をお願いします。

(挙手全員)

挙手全員と認め、議案第4号は原案どおり決定することとしました。

令和7年度も目標達成に向けて活動していただくとともに、各活動記録簿の記録にもしっかり取り組んでいただきたいと思います。

続いて報告事項に移ります。事務局、報告をお願いします。

事務局 それでは報告いたします。

報告は第1号から5号までの5件です。

報告第1号は「農地法第4条の規定による届出に対する専決処分について」で、2

件受理しました。

届出事由は、有料老人ホームが1件、共同住宅が1件です。

報告第2号は「農地法第5条の規定による届出に対する専決処分について」で、2件受理しました。

届出事由は、宅地が1件、住宅が1件です。

報告第3号は「農地法第3条の3の規定による届出書について」で、2件受理しました。

届出事由は、相続です。

報告第4号「農地法第18条第6項の規定による通知について」で、2件受理しました。

通知の事由、合意による解約が2件です。

報告第5号は「千葉県農業会議の諮問に対する回答について（農地法第5条）」で、1件受理しました。

「許可相当と認める」と答申されました。

以上です。

報告第1号から5号について、何かご意見がありましたら挙手をお願いします。

ございませんか

意見がないものと認め、報告事項に対する質疑を打ち切ります。

以上で、本日の議案の審議ならびに報告事項は全て終了しました。

これをもちまして、令和7年第5回我孫子市農業委員会総会を閉会いたします。